

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年8月30日（金）午前9時30分～午前9時48分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第27号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第28号 農用地利用集積計画書（No. 193）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第6回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 大山委員と、4番 鳥越委員を指名します。 議事に入る前に、報告事項があります。 8月9日の総会議案第24号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号20番、21番について、「許可意見として岡山県農業会議に諮問し、岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行う」ことを議決していました。岡山県農業会議から、8月28日付けで「許可を適当とする」答申があり、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第26号から議案第28号の3議案です。
議 長	議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号27番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	贈与による所有権移転で、譲受人が利用権設定で耕作をしていました。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号27番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号27番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>28</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	譲受人と譲渡人は親戚関係です。申請地の管理は譲受人とその息子さんが行います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>28</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>28</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>29</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できると思いますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>29</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>30</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	現地を確認しました。譲受人と譲渡人の双方が合意しており、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>30</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>30</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>27</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号3番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>3</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	農地の一部を転用して墓地にしており、その周りを露天駐車場にします。現状のまま使用することとすることで、被害防除計画書のとおり、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>28</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 193) (案) の決定に対する意見について、鳥越委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、鳥越委員の退席をお願いします。 (午前9時42分 鳥越委員 退席) では、事務局から説明します。
事 務 局	議案第28号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 (計画の内容について説明)

議 長	議案第 28 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 28 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9 時 44 分 鳥越委員 復席)
議 長	次に 4. 各種報告 について確認します。
議 長	(1) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 許可取下 について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
6 番委員	事案番号 1 番, 2 番について、確認しました。盛土の高さを変更するため、一旦取 下げを行い、再度申請予定です。
議 長	(3) 農地改良の工事完了報告 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。